

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		行政財産の目的外使用許可
根拠条例・規則名		地方自治法、さいたま市財産規則
条 項		法第 238 条の 4 第 7 項、規則第 21 条
所 管 部 課		区役所 区民生活部 総務課 など
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	財産規則や行政財産目的外使用許可事務取扱要領に則 って事務を行っている。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	行政財産目的外使用許可事務取扱要領に則って 20 日 とする。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		